

霊園使用权の譲渡申請に必要な書類について

●霊園使用权の譲渡をする場合、次の書類が必要です。

- 1) 霊園使用权譲渡申請書（別紙）
- 2) 譲渡人（現使用者）の大阪市設霊園使用許可証
（紛失の場合は、譲渡人が紛失届を提出してください）
- 3) 譲渡誓約書兼理由書（別紙）
誓約書の内容を確認し、譲渡人（現使用者）と譲受人の氏名を記入してください。
- 4) 戸籍関係書類
埋蔵者と譲受人の親族関係がわかる戸籍謄本もしくは除籍謄本。
（改製されている場合は、改製原戸籍が必要な場合があります。）
- 5) 譲受人の住民票1通
・マイナンバーの記載は不要です
本籍の記載されている住民票
※本籍・住所が他の書類（本人確認書類、戸籍謄本等）で確認できる場合は、
住民票は省略できます。
- 6) 譲渡人（現使用者） と 譲受人の本人確認書類 （運転免許証・健康保険証等）
- 7) 事務手数料 250円

◎申請の受理から新しい許可証の発行までは、一か月程度かかります。

- ◆郵送申請の場合は、1)～6)の書類と事務手数料250円分の郵便定額小為替を同封の上、霊園事管理務所に郵送して下さい。（定額小為替には、何も記入しないでください。）
- ◆新許可証の郵送を希望される場合は、特定記録郵便代350円分の切手も同封して下さい。

<本人確認書類>

※1点で確認可能なもの（1号書類）と2点で確認可能なもの（2号書類）があります。

① 1点で確認可能なもの（1号書類）

- ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 住民基本台帳カード（写真付き）
- ・ 国地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付） ・ 船員手証 ・ 海技免状
- ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 猟銃空気銃所持許可証 ・ 戦傷病者手帳 ・ 宅地建物取引士
- ・ 電気工事士免状 ・ 無線従事者免許証 ・ 認定電気工事従事者認定証
- ・ 特殊電気工事資格者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 航空従事者技能証明書
- ・ 運行管理者技能検定合格証明書 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 教習資格認定証
- ・ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明証 ・ 身体障がい者手帳 ・ 療育手帳
- ・ 在留カードまたは特別永住者証明書（注）
- ・ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）

（注）平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カードまたは特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カードまたは特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については区役所窓口サービス担当課にお問い合わせください。

② 2点で確認可能なもの（2号書類）

※（ア）から2点、または（ア）と（イ）から1点ずつ

（ア）

- ・ 被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、共済組合証、後期高齢者医療保険等）
（※各種証明等の郵送請求で健康保険証の写しを送付する際は、健康保険証の写しの保険者番号および被保険者等記号番号をマスキング（黒で塗りつぶし）して送付していただく必要があります）
- ・ 高齢受給者証 ・ 国民年金手帳 ・ 年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）
- ・ 共済年金証書 ・ 恩給証書 ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書
- ・ その他区長が適当と認めるもの

（イ）

- ・ 敬老優待乗車証 ・ 学生証 ・ 法人が発行した身分証明書（社員証等）
- ・ 国地方公共団体の機関が発行した1号書類以外の資格証明書（写真付）
- ・ その他区長が適当と認めるもの

霊地使用権譲渡申請書

令和 年 月 日

大阪市長様

譲渡人 住所 〒
ふりがな
氏名
電話番号 () —

譲受人 住所 〒
本籍
ふりがな
氏名
電話番号 () —

大阪市設霊園条例第14条第3項の規定により、霊園の譲渡の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

霊園名	大阪市設 霊園	使用霊地数	区 種 霊地
使用場所		許可証の番号	第 号
譲渡人と譲受人との続柄			
既納使用料	金 円		
既納管理料	金 円	〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕	

(添付書類) 霊園使用許可証 譲渡誓約書兼理由書 戸籍謄本等 住民票
 本人確認書類(・住所記載・本籍記載) その他 ()

受付第 号 令和 . . 許可年月日 令和 . .

手数料收受欄	
250円	№

園長	副園長	係員	受付

処理欄
 入力 索引簿 図面 墓籍簿印刷

譲渡誓約書兼理由書

令和 年 月 日

大阪市長様

譲渡人
氏 名

譲受人
氏 名

この使用权譲渡申請について、万一問題が生じた場合においても、大阪市に対し一切の迷惑をかけずに解決することを誓約いたします。

また、次のとおり相違ありません。

- ・ 親族間の合意を得ています。
- ・ 他の親族より請求があったときは、墓地、埋葬等に関する法律第 15 条第 2 項に基づき、帳簿又は書類等を閲覧させることに異存ありません。

なお、使用权移転の理由については、下記のとおりです。(該当する欄に○を記入)

- ・ 使用者が維持管理を履行するには困難な遠隔地に転居するため
- ・ 婚姻または養子縁組により氏を変更したため
- ・ 離婚または離縁したため
- ・ 高齢や疾病、後見開始の審判により、管理維持の履行が困難なため
- ・ その他 (

)